

まちの情報誌
広報

かつらぎ

2008年5月 Vol.44

ホームページ <http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

Contents

- | | |
|-------------------|-------|
| 第1回葛城市議会定例会開催 | 2～4 |
| まちのわだい | 5・6 |
| 葛城市組織機構の再編について | 7 |
| 下水道の供用開始区域が広がりました | 8～11 |
| お知らせ | 12～19 |
| 健康増進課インフォメーション／人権 | 20・21 |
| 地域安全ニュース | 22・23 |
| 文化会館ニュース／図書館だより | 24・25 |
| 情報 | 26・27 |

市議会だより

第1回定例会が3月6日から3月21日までの会期で開催されました。

この議会では、平成20年度一般会計予算案など多数の重要案件が審議され、19日、21日の両日には、8議員が一般質問を行いました。

また、会期外にも、特別委員会等が開催され、所管事項について審議がされました。

議会審議日程

- 2月12日 都市産業常任委員会協議会
- 2月18日 民生水道常任委員会協議会
- 2月28日 議会運営委員会
- 2月29日 まちづくり事業特別委員会
- 3月3日 行財政改革特別委員会
- 3月6日 本会議
- 3月7日 総務文教常任委員会
- 3月10日 民生水道常任委員会
- 3月11日 都市産業常任委員会
- 3月12日 予算特別委員会
- 3月13日 予算特別委員会
- 3月14日 予算特別委員会
- 3月17日 予算特別委員会
- 3月19日 本会議
- 3月21日 本会議

議案の主な内容と審議結果

【人事案件】

■葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

全会一致により同意

- 田中 邦男 氏(新庄)
- 住野 弘明 氏(山田)
- 仲田 博則 氏(竹内)

【報告案件】

■葛城市土地開発公社の経営状況の報告について(報告のみ)

平成20年度予算の報告を行うものです。

【条例関係】

■葛城市後期高齢者医療に関する条例を制定することについて

賛成多数により可決

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴う条例制定で、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度に関して本市において行う事務、保険料を徴収すべき被保険者、普通徴収にかかる

保険料の納期等の必要な事項を定めるものです。

■葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例を制定することについて

全会一致により可決

現在、市内の産業廃棄物処理施設及び処理設備を設置している事業者において、不適切な運用により周辺住民に迷惑を及ぼしている場合がありますので、このような事態を未然に防止するため、産業廃棄物の適正な処理の推進と生活環境の保全を目的に条例を制定するものです。

■葛城市行政組織条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

職員の専門職の集約と効率性を高めるため「産業建設部」と「都市整備部」の2部を統合して「都市産業部」を設置するとともに、情報システムの関係事務を「総務部」から「企画部」へ変更する改正です。

■葛城市都市計画審議会条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

前記の組織改革に伴い、都市計画審議会の事務局を「都市産業部」に変更する改正です。

■葛城市監査委員条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う条例改正で、監査委員の行う事務に、健全化判断比率等及び資金不足比率等の審査の事務を追加する改正です。

■葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う条例改正で、少子化対策として職員の長時間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度等を導入する改正です。

■葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

前記条例の一部改正により、育児のための短時間勤務制度等に係る勤務時間等を設ける改正です。

■葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

育児のための短時間勤務制度等に係る給与等の規定を設ける改正です。

■葛城市特別職の職員で非常勤のもの
報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

「産業廃棄物処理施設審議会の委員」
の報酬額を定め、別表に追加する等の
改正です。

■葛城市国民健康保険条例の一部
を改正することについて

全会一致により可決

地方税法の改正に伴う条例改正で、
主な内容は、後期高齢者医療制度の創
設に伴い、賦課額に後期高齢者支援金
等課税額の追加、またその算定額の税
率を定める改正です。

■葛城市母子医療費助成条例の一部
を改正することについて

全会一致により可決

後期高齢者医療制度の創設に伴う条
例改正で、母子医療費の助成を受ける
ことができる者を明確にするための改
正です。

■葛城市老人医療費助成条例の一部
を改正することについて

全会一致により可決

後期高齢者医療制度の創設に伴う条
例改正で、老人医療費の助成を受ける
ことができる者を明確にし、助成の範
囲においても、老人保健法に規定する

一部負担金を、高齢者の医療の確保に
関する法律に規定する一部負担金と読
み替えを行い、入院時の生活療養費の
適用者が拡大されるもので、福祉医療
の助成対象から外れるため、助成額か
ら控除する額として追加するための改
正です。

■葛城市心身障害者医療費助成条例
の一部を改正することについて

全会一致により可決

後期高齢者医療制度の創設に伴う条
例改正で、心身障害者医療費の助成を
受けることができる者を明確にし、入
院時の生活療養費の適用者が拡大され
るもので、福祉医療の助成対象から外
れるため、助成額から控除する額とし
て追加するための改正です。

■葛城市国民健康保険条例の一部を
改正することについて

賛成多数により可決

国民健康保険法の改正に伴う条例改
正で、特定健康診査が義務付けられた
ことにより保健事業内容を変更するた
めの改正です。

■葛城市企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正す
ることについて

全会一致により可決

雇用保険法等の改正に伴う条例改正
で、雇用保険の受給資格要件が原則12

カ月の被保険者期間となったことに伴
う改正と、育児のための部分休業の対
象となる子の年齢を引き上げるための
改正です。

■葛城市議会委員会条例の一部を改
正することについて

全会一致により可決

組織改革に伴い、常任委員会の所管
の名称を変更するものです。

【予算関係】

■平成19年度葛城市一般会計補正予
算（第4号）の議決について

全会一致により可決

不用額等の減額と、国・県出金等の
額の確定により、4億5258万5千
円を減額するものです。

■平成19年度葛城市国民健康保険特
別会計補正予算（第2号）の議決
について

全会一致により可決

退職被保険者等療養給付費と、高額
医療費共同事業拠出金の追加により、
4030万2千円を追加するものです。

■平成19年度葛城市介護保険特別会計
補正予算（第2号）の議決について

全会一致により可決

保険事業勘定では、保険給付費の施
設介護サービス費、居宅介護サービス

計画給付費の減により、7880万円
を減額するものです。また、介護サー
ビス事業勘定では、介護予防サービ
ス計画給付費収入の減により、40万円を
減額するものです。

■平成19年度葛城市下水道事業特別
会計補正予算（第2号）の議決に
ついて

全会一致により可決

高金利地方債の借り換え及び、不用
額等の減額により、6182万円を減
額するものです。

■平成19年度葛城市学校給食特別会計補
正予算（第1号）の議決について

全会一致により可決

不用額等の減額により、583万6千
円を減額するものです。

■平成19年度葛城市霊苑事業特別会計
補正予算（第1号）の議決について

全会一致により可決

不用額等の減額により、898万2千
円を減額するものです。

■平成19年度葛城市水道事業会計補
正予算（第2号）の議決について

全会一致により可決

資本的支出において、地方財政対策
としての地方財政法等の一部改正によ
り、高金利地方債の公債費負担の軽減
がされたことに伴う企業債の繰上償還
により、2967万円を追加するもの
です。

■平成20年度葛城市各会計予算の議決について

全会一致により可決

- ・老人保健特別会計予算
- ・下水道事業特別会計予算
- ・学校給食特別会計予算
- ・住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- ・霊苑事業特別会計予算
- ・葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算

賛成多数により可決

- ・一般会計予算
- ・国民健康保険特別会計予算
- ・介護保険特別会計予算
- ・後期高齢者医療保険特別会計予算
- ・水道事業会計予算

※この平成20年度当初予算については、先月号に詳しく掲載しております。

【その他】

■土地改良事業の施行について

全会一致により可決

平成20年度に大畑地区で実施を予定している事業で、延長258m、事業費1777万円で用水路を改修するものです。

■工事請負契約の変更契約の締結について（忍海小学校校舎改築・改造工事）

全会一致により可決

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の構造計算の見直しが必要となり、変更契約を締結するものです。

契約金額
 (変更前) 6億5835万円 ↓
 (変更後) 6億6278万1千円

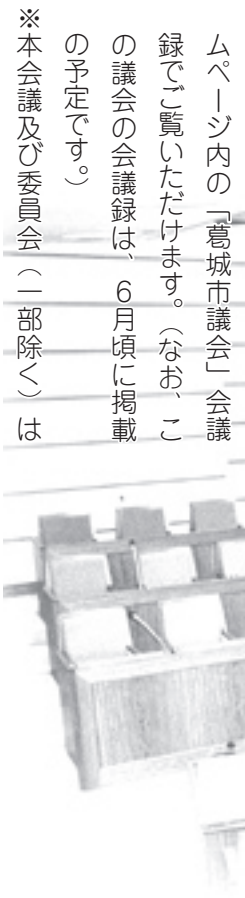
【意見書】

次の3件の意見書を可決し、関係機関に送付いたしました。

- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書について
- 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書について
- 輸入食品・農産物の安全対策と検査体制の抜本的見直しを求める意見書について

※詳しい内容につきましては、市ホームページ内の「葛城市議会」会議録をご覧ください。 (なお、この議会の会議録は、6月頃に掲載の予定です。)

※本会議及び委員会（一部除く）は



傍聴することが出来ます。市民から選ばれた市議会議員の議会活動や市政の方針を知る良い機会ですので、ぜひお越しください。会議予定など詳しいことは、ホームページをご覧ください。または議会事務局までお問い合わせください。

厚生労働大臣表彰受賞



永年にわたり民生委員・児童委員として、地域福祉の向上に多大な功績を残され、昨年11月末で退任されました板橋恵美子氏（新庄）が、このたび厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。

板橋氏は、昭和58年より24年間、民生委員・児童委員として、地域住民の良き相談相手として、さらに困っている人たちの頼もしい支援者として、誰からも親しまれる優しい人柄で活躍されてきました。また、多くの子育て中のお母さん方の支援にも尽力され、市の子育て支援の向上にも大きく貢献されました。

ここに、この功績を讃えまともに、今後もさらなる地域福祉の向上のため後身への指導にご期待申し上げます。

祝 100歳



吉池静子さん



笹野ヒデさん

吉池静子さん(兵家)が3月19日に、また笹野ヒデさん(林堂)が3月20日に、めでたく100歳の誕生日を迎えられ、吉川市長がお祝いに訪れました。

当日は、お祝いの花束を前に温かい祝福を受けられ、楽しいひとときを過ごされました。

今後とも益々お元気で、長寿を重ねてください。

壁画アートに挑戦!

平成19年度當麻小学校卒業生



3月24日・25日・26日の3日間、新在家地区に完成した吉野川分水槽で平成19年度當麻小学校卒業記念として、當麻小学校PTAで募集した6年生32名が壁画アートに挑戦しました。

この企画は、多くの市民に吉野川分水の存在や役割を知ってもらい愛着を持ってもらうことと実施されたものです。デザインは新在家在住の水谷忠一先生が担当。

参加した子どもたちは、大きなキャンバスを目の前にして、思いどおりの色を作るために「もうちよっと赤色を多く入れた方がいいかな?」「違っよ!黄色だよ!」とお友達と相談。たくさんある色のペンキと色合せに試行錯誤しながら、水谷先生の指導のもと楽しく学習しました。

チビッコポリスが交通安全啓発



4月8日、春の交通安全運動の一環として、チビッコポリスが葛城市内の事業所へ表敬訪問を行いました。

かっこいい警察官の制服に身をまとった磐城幼稚園の6名が、1日チ

ビッコ警察官として市内の事業所において「こつこつあんぜんのおねがい」を大きな声で読み上げ、お仕事している人たちに交通安全啓発を行いました。

訪問を受けた事業所の人たちは、かわいい訪問者の熱心なお願いに交通安全の大切さに関心を寄せていました。



入学(園)式

新庄北幼稚園のようす



當麻幼稚園のようす



葛城市立小・中学校、幼稚園で、平成20年度入学(園)式が行われました。

まだまだおうちがこいしい新入園児から、初めての学校やお勉強にドキドキ・ワクワクの小学一年生、そして勉強はもちろんのこと、自覚・責任など大人へ成長するためのスタートラインに立った中学一年生。

夢と希望を胸に、新しい生活をスタートされた皆さん、ご入学・ご入園おめでとございます。

葛城市音楽祭

葛城市音楽祭「歌ものがたり『中将姫』」が、3月20日マルベリーホールで開催され、プロ・アマで活躍中の音楽家や市内5合唱団の総勢115名の皆さんが、個々の練習や合同練習等を積み重ねて出演され、當麻寺に伝わる中将姫の半生を歌と語りでつづったコンサートで、満員の聴衆に感動を与えました。

奈良時代、右大臣の娘に生まれながらさまざまな苦難を経て出家し、當麻寺で曼荼羅を織り上げた中将姫の物語が、2幕10場にわたり叙情的な音楽と当時を思い出される舞台演出で展開されました。

公演終了後は、出演者らに盛大な拍手が送られ、多くの観客の方々からは、「感動した。感激した。再演してほしい。」等の感想が寄せられました。



高齢者交通安全推進大会

4月6日、當麻文化会館において、奈良県交通安全協会高田支部協会の主催により、高齢者交通安全推進大会が開催されました。

高齢者に対し交通安全に対する啓発推進が行われ、高田警察署長・交通安全協会高田支部長に対し、高齢者の代表者より交通安全宣言が行われ、白鳳座による太鼓の演奏や、ガマの油売り等のアトラクションが行われました。

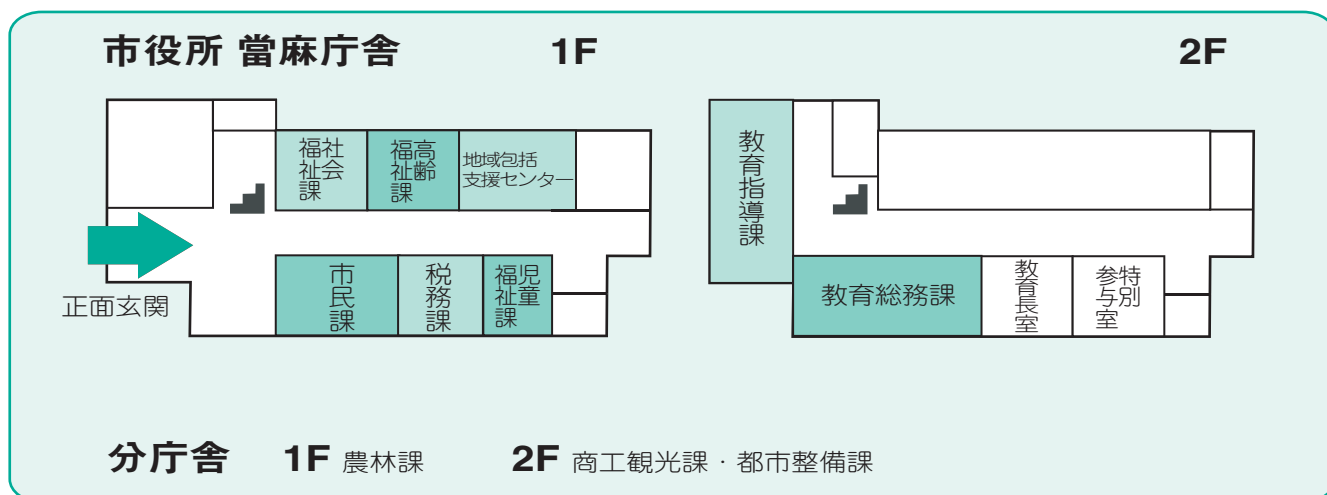
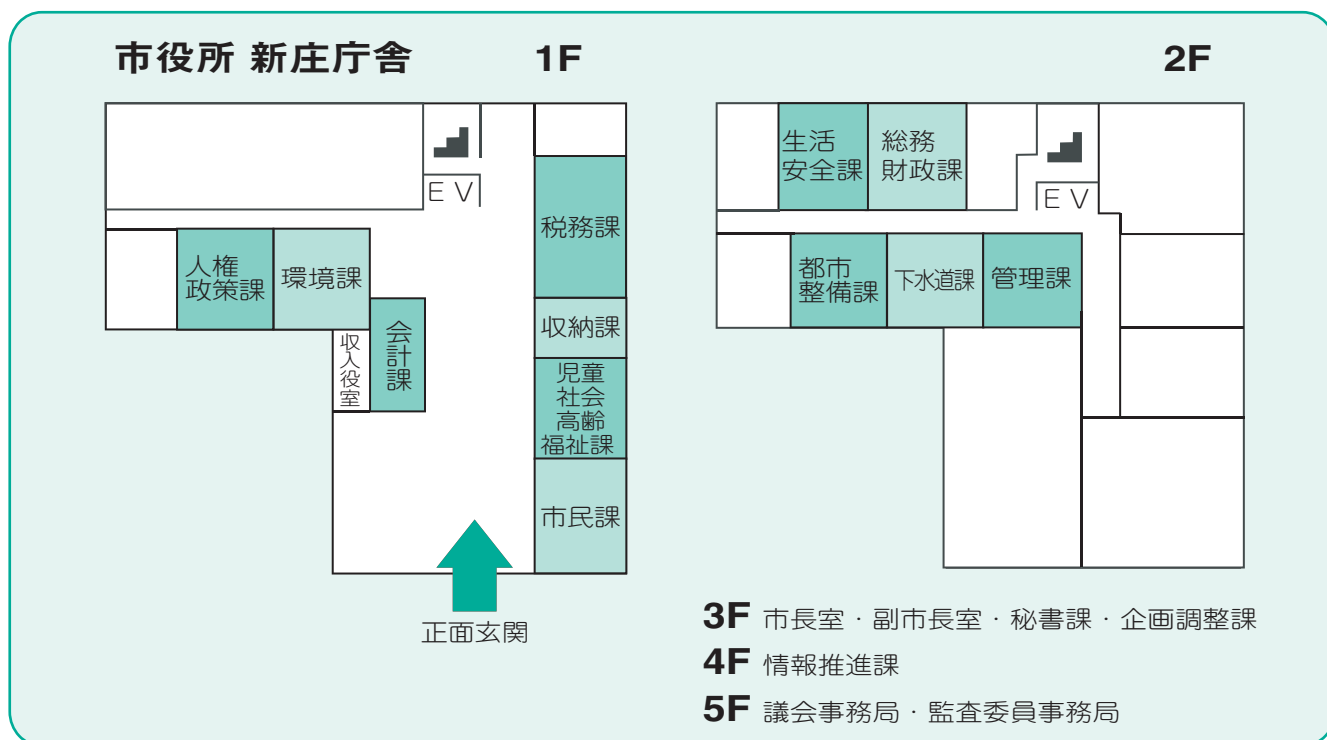
最後に参加者全員で交通安全全大和路音頭が歌われ幕を閉じました。



葛城市組織機構の再編について（お知らせ）

平成20年4月1日から、専門職職員の集約と効率性を向上させるため、都市整備部と産業建設部の2部を「都市産業部」の1部とし、都市計画課と建設課を「都市整備課」に統合、また農林商工課を「農林課」と「商工観光課」に分け、総務部総務財政課情報推進室を「企画部情報推進課」とするとともに、総務部に市民の皆さまの安全・安心を担う「生活安全課」を新設しました。

部 名	変 更 後	変 更 前
企画部	情報推進課（新設）	総務部 総務財政課情報推進室
総務部	生活安全課（新設）	
都市産業部	都市整備課（新設）	都市整備部 都市計画課 産業建設部 建設課
	農林課（新設） 商工観光課（新設）	産業建設部 農林商工課



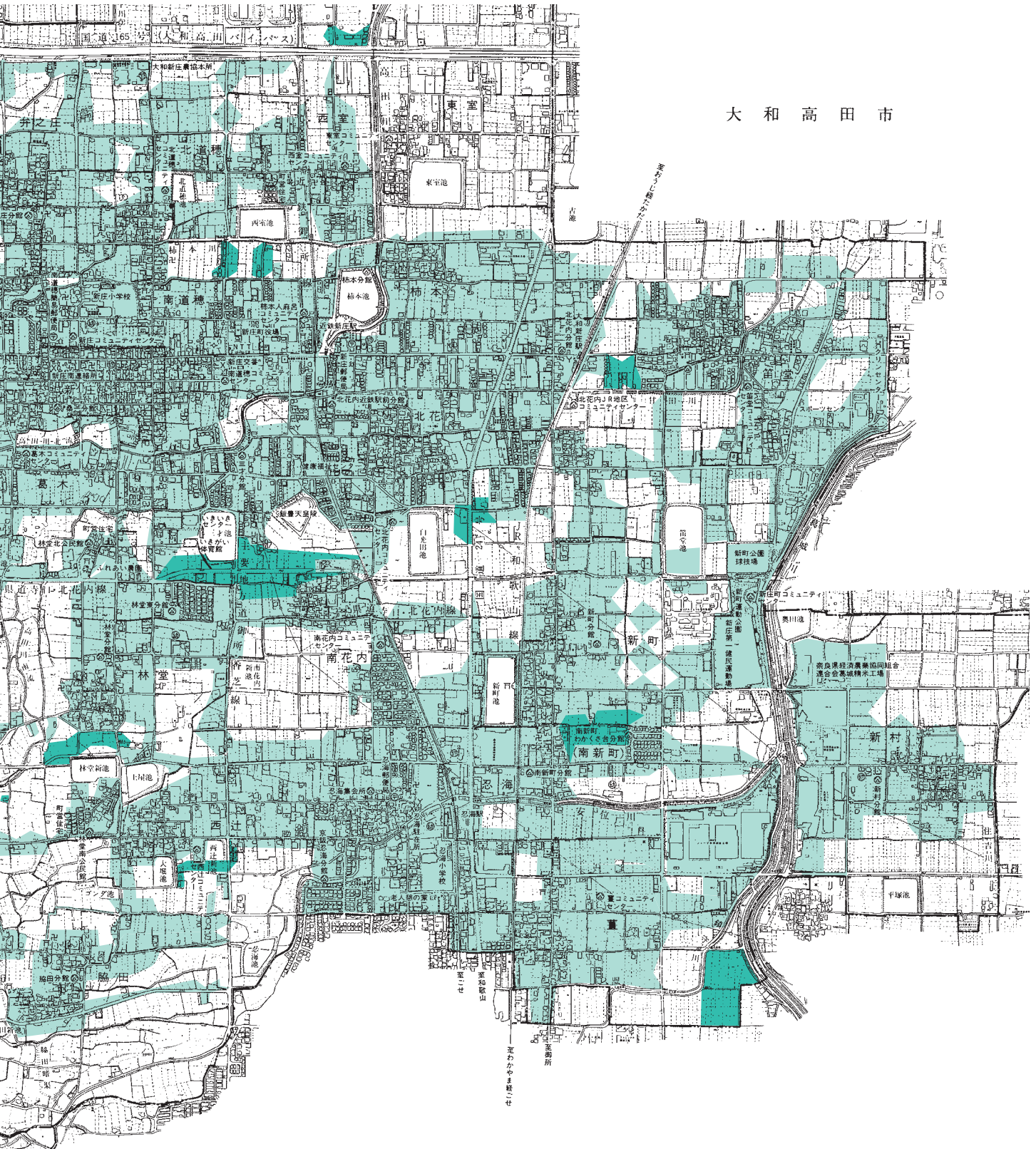
※詳しくは企画調整課までお問い合わせください。

もどる水

りました。

新庄地区

- ……現在供用開始している区域
- ……今年供用開始された区域

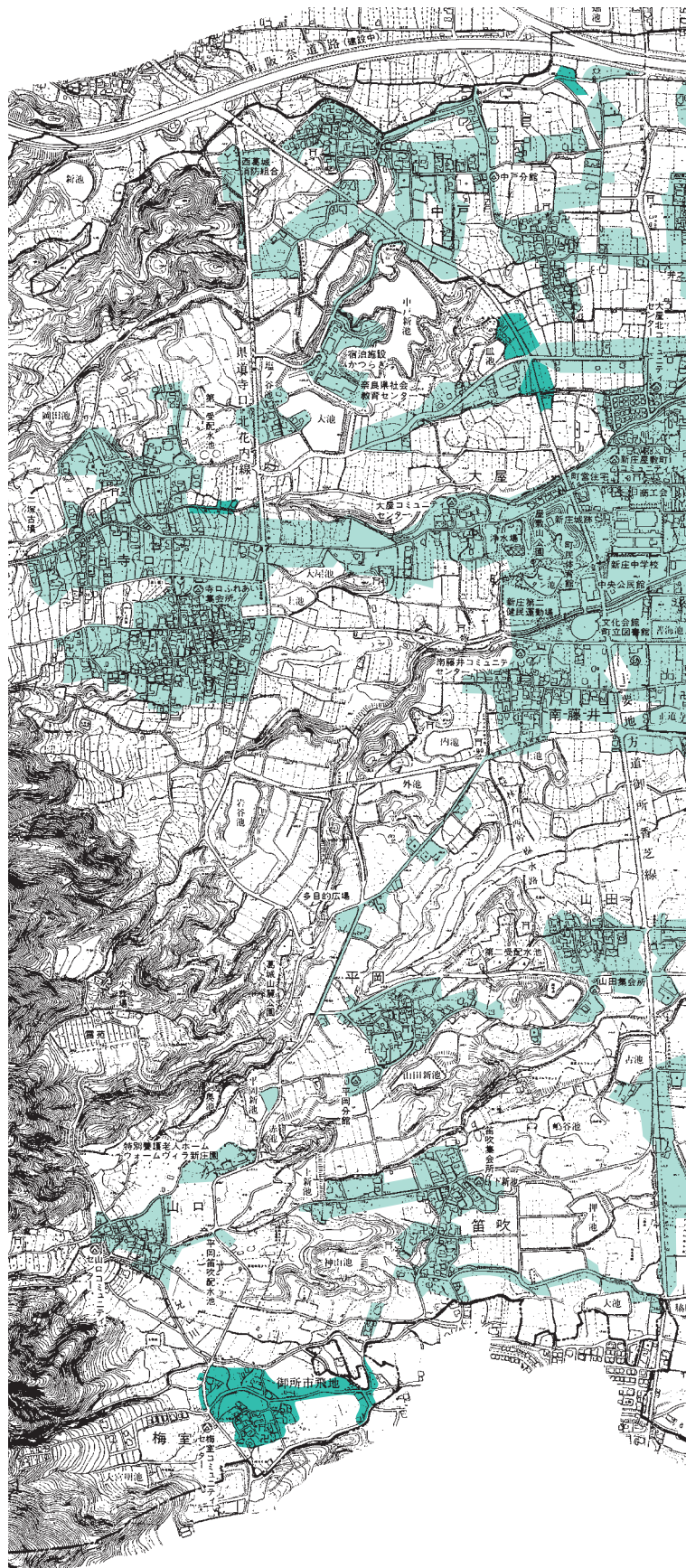
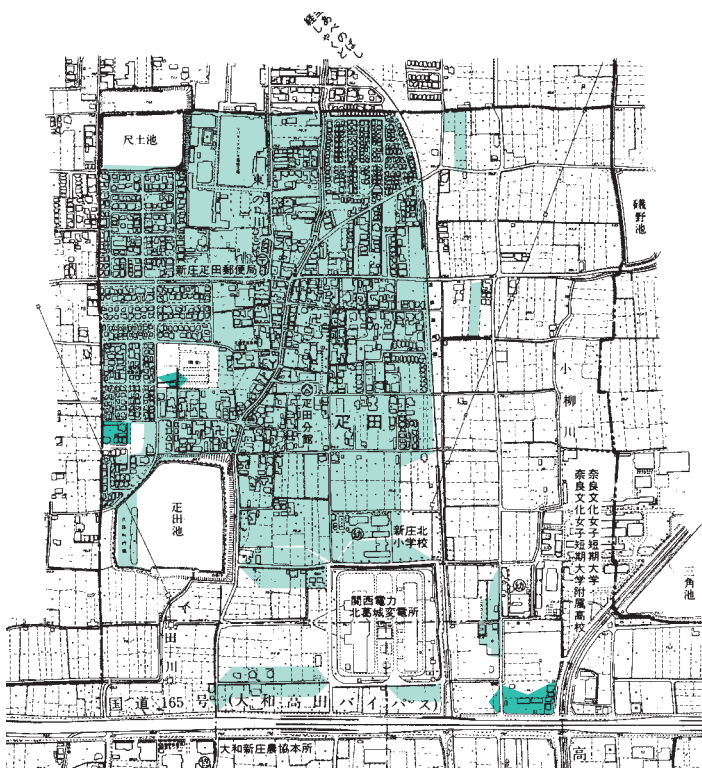


下水道 いくつか私に

下水道の供用開始区域が広がりました

平成19年度の工事が完了したことにより5月1日から新しく地図に示された区域で、公共下水道を利用していただけるようになりました。

快適な生活環境、きれいな水、豊かな自然を守る第一歩として、一日も早く公共下水道を利用させていただきますよう、よろしくお願いします。



悪質な「点検商法」にご注意

市役所の職員を装ってご家庭を訪問し、排水設備（宅地内の排水管、私設ます）などの点検・修理を強引に行って多額の代金を要求するトラブルが発生しています。

市役所ではこのような行為は一切行っていません。また、宅地内の下水道管の清掃や修理を、市役所が業者に委託し代金を請求することはありません。

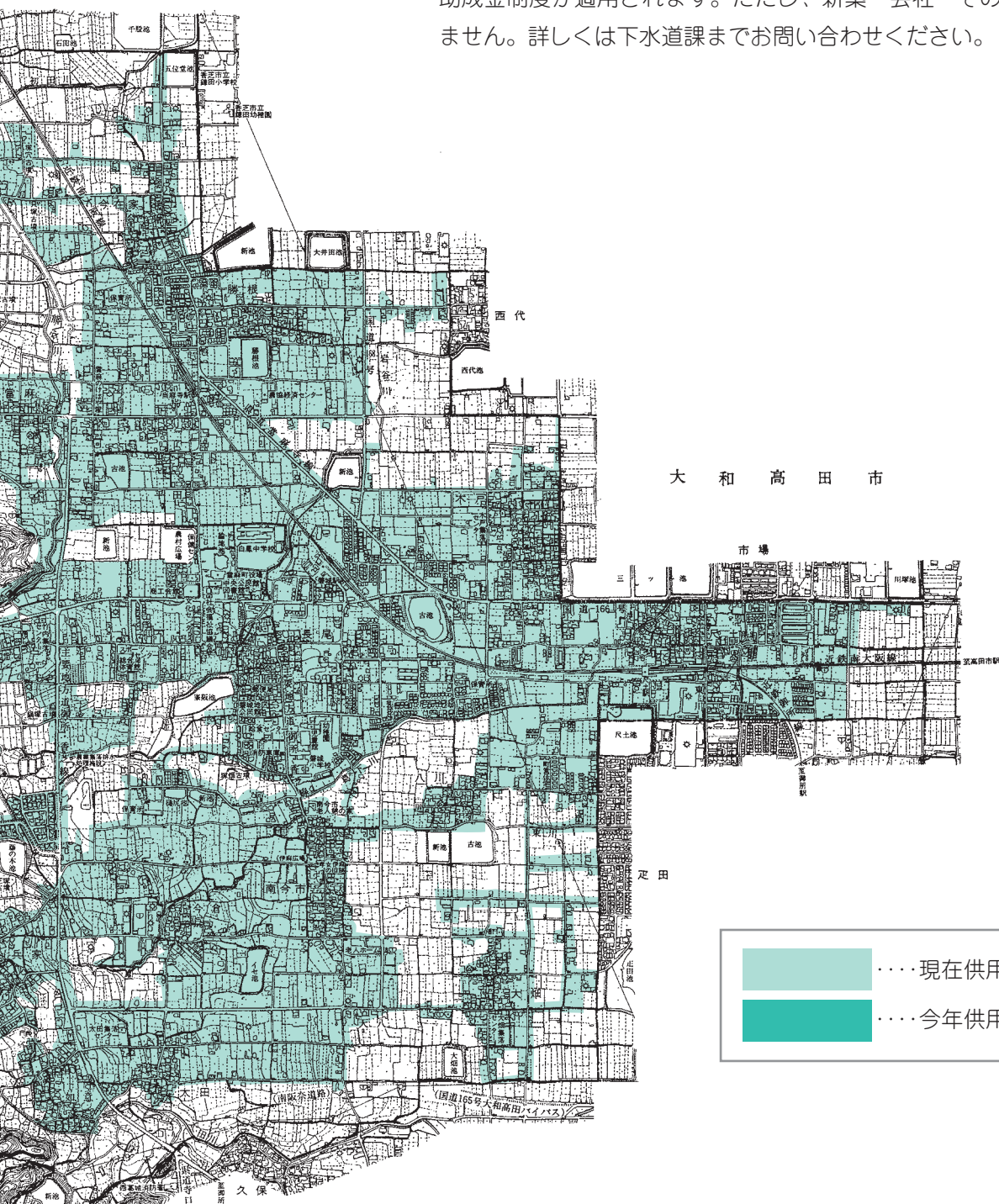
ご注意ください。

下水道 いつか私にもどる水

下水道の供用開始区域が広がりました。

當 麻 地 区

各ご家庭が供用開始公示後3年以内に公共下水道に接続工事を行われた場合に助成金制度が適用されます。ただし、新築・会社・その他の法人等は対象となりません。詳しくは下水道課までお問い合わせください。





太
子
町

河
南

5月1日から住民票・戸籍謄抄本などの交付請求時に 本人確認書類の提示が必要となります

住民票の写しや戸籍謄・抄本などの交付請求時に、本人になりすまして不正請求することを未然に防止するため、平成20年5月1日から住民基本台帳法・戸籍法の一部改正が施行されることに伴って、窓口に来られた方の本人確認をさせていただくことになりました。

なお、同一世帯でない方の住民票の写しや同一戸籍でない方（第三者）の戸籍謄・抄本を交付請求される場合には、委任状も必要となります。皆さまのご理解のほどよろしくお願いたします。

◎交付請求時に

提示していただく書類

- ・住民カード（顔写真付き）
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・など官公庁が発行の顔写真付き身分証明書

☆右記の書類が提示できない場合

（2種類必要）

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・金融機関の預金通帳、キャッシュカード
- ・学生証
- ・病院の診察券
- ・など通常本人および同一世帯員以外の者が所持することができない書類

☆本人確認として認められない書類

ポイントカード、名刺など

- ◎住民票の写し・住民票記載事項証明書など住民票に関する証明書
- ◎戸籍謄本・抄本（全部事項証明・個人事項証明）
- ◎改製原戸籍、除籍などの戸籍に関する証明書
- ◎戸籍の附票

◎詳しくは、市民課まで

国民健康保険から人間ドック助成のご案内

検査費の7割を助成します！

国民健康保険では、人間ドックを受診される方に対して助成を行います。是非、この機会にご活用ください。

申込先…市民課

受付期間…

5月1日～平成21年2月28日

（閉庁日を除く）

・午前9時～正午

・午後1時～3時30分

資格…

次の3点を全て満たしている方が資格のある方です。

◎申請日において満35歳以上の方

◎申請日において、引き続き1年以上本市の被保険者である方

◎申請日において、前年度分までの国民健康保険税を完納している世帯に属する方

持参するもの…

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑

受診期間…

5月～平成21年3月末

検査機関…

次のどちらかで受診していただきます。

※葛城メディカルで胃カメラを受診される場合は、別途費用がかかります。

※詳しくは、市民課まで

奈良県健康づくり財団	田原本町 宮古 404-7	個人負担額 11,220円
葛城メディカルセンター	大和高田市 西町 1-45	個人負担額 11,025円

診をする必要がありません。

※胃カメラ時における生検費用については、別途費用がかかります。
※女性の方で、婦人科検診を受診される場合は、別途費用がかかります。

※申し込み時に予約をお取りしますが、希望日に添えないこともありまますので、受診希望日を複数考えた上で申し込みをしてください。

※今年度から実施される特定健診の受診対象者で人間ドックを受診された場合は、特定健診の受診をする必要がありません。

主な検査項目

- 内科診察○身体測定○生活食事調査○便検査○尿検査○末梢血検査○血液生化学○免疫血清○腹部超音波○胸部X線○胃透視または胃カメラ○肺機能○視力検査○眼底・眼圧○聴力検査○安静心電図○総合指導

◎詳しくは、市民課まで

国民年金の加入手続きと

保険料納付をお忘れなく！

— 会社などを退職された方へ —

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人は、公的年金に加入することになっています。

60歳未満で厚生年金や共済組合をやめた方は、**14日以内に住所地の市町村役場の国民年金担当窓口**で、国民年金に加入の手続きをして、国民年金保険料を納めていただくこととなります。

なお、あなたに扶養されている配偶者がいれば、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。

保険料の納付は？

加入手続き後、社会保険庁から送付される国民年金保険料納付案内書により、毎月の保険料を翌月末までにご自分で納めることとなります。

納める場所

全国の金融機関・郵便局の窓口のほかコンビニエンスストアでも納めることができます。また、インターネット（パソコン・携帯電話）を利用する方法で納めることもできます。

保険料納付が困難な場合は？

※ 保険料納付は、口座振替をご利用されると割引があり、たいへん便利でお得です。

- 保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請（※所得審査があります）によって保険料納付が免除される制度があります。（保険料免除制度）
- 30歳未満の方には「若年者納付猶予制度」があります。
- ※ 加入と同時に申請手続きができます。

国民年金は、老後は生涯にわたって老齢年金を受け取ることができます。

また、老後だけではなく、けがや病気で障害が残ったり、生活を支えている一家の働き手を亡くした場合は、**障害年金や遺族年金**があります。

不測の事態に備えるためにも、未加入・納め忘れを避けなくてはなりません。

◎詳しくは、市民課または大和高田社会保険事務所 ☎ (22) 3531 まで

●●●違反広告をなくそう！●●●

— 違反簡易広告物追放推進員を募集します —

はり紙や立看板など、まちの景観を損ね、ときには交通の妨げともなっている広告物。実は、その多くが条例に違反して掲出されたものです。

葛城市におきましても定期的な取締りや除却活動を行っておりますが、またすぐ再掲出されるなど、その対応に苦慮してきました。

『最も効果的な違反広告物対策は、行政と市民の皆さんが協力して、違反広告物に対する良識を深め、出させない環境をつくることです。』

そこで平成20年度より、皆さんご自身の手で、除却活動など違反広告物取締りに参加できる葛城市違反簡易広告物追放推進員制度を発足させました。

登録員を広く募集いたしますので、ご参加・ご協力をお願いします。

活動内容	参加資格	募集期間	その他
路上の違反簡易広告物を除却していただきます	市内に居住または勤務する20歳以上の方で3人以上の団体	5月1日～6月30日	除却活動に必要な道具類（ヘラ、ニツパー、軍手など）を市が貸与します

◎詳しくは、環境課まで

市内一斉清掃

5月18日（日）は、市内一斉清掃の日です。

住みよい美しいまちづくりをめざし、自宅周辺を中心とした美化清掃にみなさまのご協力をお願いします。

◎詳しくは、環境課まで

私たちは、この街の民生委員・児童委員です

(敬称略)

氏名	担当地域
板橋 重子	新庄(住吉・本町・東町)
藤井 久美子	新庄(桑之町・戎町)
田中 寛子	新庄(宮前・屋敷町)・大屋
辻本 淳子	葛木・南藤井
山本 孝子	寺口
杉村 恵子	中戸
仲田 徳美	辨之庄
吉村 慶	正田(本郷)北
土庫 裕子	正田(本郷)南
岩村 浩子	正田(東和苑)北
鴉山 保治	正田(東和苑)南
城下 彦彌	正田(フルール)
小柴 佐知子	北海道穂・南道穂(北)
杉本 美知子	南道穂
萩 恭子	西室・東室
吉岡 義幸	柿本
川村 貴久子	笹堂
和田 小夜子	北花内(本郷1地区)
中島 章祐	北花内(本郷2地区)
藏堀 滋子	北花内(二才地区)
堀内 普子	北花内(近鉄地区)
吉川 正利	北花内(JR・出花内地区)
生巖 妙子	忍海北
森川 啓二	忍海南
安川 美鈴	藪・新村
花内 貴美子	新町・南新町
堀内 久子	南花内・花内台
巽 滋保	西辻・脇田

氏名	担当地域
幸田 純永	林堂・山田
松田 卓己	平岡・山口・梅室・笛吹
松村 佐世子	南今市
長谷川 眞利子	太田
伏見 柳作	兵家
綾織 加容子	兵家
池田 博子	竹内
仲田 正徳	竹内
松本 憲子	長尾
足高 和子	長尾
大村 隆彦	長尾
野志 とよ子	木戸
増田 文康	尺土
筒井 壽子	尺土
原 晴美	尺土
梅田 敬子	八川
鍋谷 幸洋	八川
藤本 尚子	八川
多根 京子	大畑
山本 弘一	當麻
奥田 善啓	當麻
正田 壽子	當麻
石田 千世子	勝根
山下 千津子	今在家
山下 友子	染野
下村 友子	染野
山本 信代	新在家
澤 裕燿子	加守
岡本 聖子	加守
杉本 勝也	主任児童委員(新庄地区)

氏名	担当地域
神谷 哲雄	主任児童委員(新庄地区)
山本 栄子	主任児童委員(當麻地区)
杵岡 厚子	主任児童委員(當麻地区)

**民生委員は、地域の皆さんが
困ったときの相談相手です**

最近、高齢化が進み地域の中で孤立したひとり暮らしの高齢者や、核家族化が進み子育ての悩み、児童虐待などの問題を抱え、SOSを発している家庭も増えていきます。

また、心身に障害があり、自分の力だけでは日常生活を送ることが困難な方もいます。

私たち民生委員・児童委員は、このような方々の生活上の悩みの相談に応じ、地域とともに自立した生活を送ることができるよう必要な支援を行う地域福祉の推進者です。

福祉の制度が利用したいけれども誰に相談してよいかわからない場合、お気軽に皆さんの地域の担当の民生委員・児童委員にご相談ください。

もちろん、皆さんの相談内容や調査の上で知り得た秘密は、その事務以外に一切漏らしてはならない義務を負っています。

主任児童委員の役割を
「存じますか？」

主任児童委員は、児童問題を担当し、子どもの生活全般にわたり支援を行うもので、地域の民生委員・児童委員と連携しながら、その専門性を生かし、児童委員活動の一層の充実を図るよう努力しています。

子どもに関する問題は、ひとりで悩んでいると悪い方向へ考えられます場合があります。思い切った相談すれば、自分では考えつかなかった解決の糸口が見つかるかもしれません。

5月12日は

民生委員・児童委員の日です

葛城市には、56名の民生委員・児童委員と4名の主任児童委員が厚生労働大臣より委嘱され、活動を行っています。

毎年5月12日～18日は活動強化週間で、地域の皆さんに民生委員・児童委員を知ってもらい、皆さんとともに福祉のまちづくりを進めていけるよう願って、啓発運動を実施していきます。

◎詳しくは、**社会福祉課**まで

★☆☆★ 児童手当制度の概要 ★☆☆★

○ 児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としています。

○ 児童手当制度のしくみ

1 支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

2 支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員の方は勤務先）の

認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。

3 支給月額

○3歳未満
一律
10,000円

○3歳以上

第1子・第2子
5,000円

第3子以降
10,000円

4 支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

(単位：万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

※注1

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は右記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

※注2

扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

◎詳しくは、児童福祉課まで

児童手当受給者のみなさんへ

児童手当を受給されている方は、毎年6月中（土・日、祝日は除く。）に、【児童手当現況届】を児童福祉課に提出してください。

この届出は、受給者の前年の所得状況と6月1日現在の養育状況などを毎年確認するためのものです。

この届出をされないと、引き続き受給資格があっても、手当を受け取ることができなくなりますので、必ず提出してください。

なお、現況届の用紙は、後日送付させていただきますので、お忘れないうつご注意ください。

また、児童手当の未申請の方は、新規認定請求を行ってください。

認定請求に必要な書類

- 健康保険被保険者証
【請求者本人のもの】
- 請求者の預金口座
【郵便局以外のもの】
- 児童手当用の所得証明書
【平成20年1月1日に
本市に住所がなかった方】

◎詳しくは、児童福祉課まで

●●●こんにちは地域包括支援センターです●●●

いつまでも健やかに住みなれた地域で自立した生活ができるように支援するのが地域包括支援センターの役割です。

認知症を正しく理解しましょう！

いまや老後の最大の不安となっている認知症。認知症は誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれています。そこで、認知症について今月から6月、7月号にかけて掲載します。



☆認知症とはどういうものか？

一旦獲得された知能が脳の中の変化によって持続的に低下または喪失して、これまでの社会生活、家庭生活が送れなくなる状態を指します。認知症を引き起こす病気のうち代表的なものが次の二つです。

アルツハイマー病

脳の細胞が全体的に死んで脳が萎縮します。認知症を引き起こす病気のうち、最も多く半数以上を占めています。未解明な部分が多いですが、危険因子として加齢、家族歴、食事、アルコールなどが検討されています。

脳血管性認知症

脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、神経細胞が死んだり、壊れたりして発症します。危険因子として高血圧症や動脈硬化症などがあります。

☆認知症の症状

認知症の症状には、脳の細胞が壊れることによって直接起こる「中核症状」と、本人がもともと持っている性格、環境、人間関係などさまざまな要因がからみ合って起こる「周辺症状」があります。

中核症状

- 記憶障害**…関心のあるものを一時的に捕らえておく器官（海馬）が病的に衰えるために、新しいことを記憶できず、さきほど聞いたことさえ思い出せなくなる。
- 見当識障害**…現在の年月や時刻、自分がどこにいるかなど基本的な状況を把握することができなくなる。
- 理解・判断力の障害**…考えるスピードが遅くなる、二つ以上のことが重なるとうまく処理できなくなる、些細な変化やいつもと違うできごとで混乱をきたしやすくなる。
- 実行機能障害**…計画をたてて物事をすすめることができなくなる。
- 感情表現の変化**…その場の状況が読めなくなる、正しい解釈ができなくなるために思いがけない感情の反応を示す。

周辺症状

- 幻覚・妄想**…実際に存在しないものが見えたり、聞こえたり、実際にあり得ないことを信じ込んだりする。
- 徘徊**…「家に帰る」と家の周りを歩き回ったり、家から離れて遠くへ出かけていったりする。
- 興奮・暴力**…感情を抑えることができなくなったり、自分の考えが思うように伝えられないことから起こる。

☆次回、広報6月号では「認知症の診断・治療」について掲載します。

(高齢福祉課)

吉野川分水の通水について

本年度も吉野川分水の通水が行われます。試験通水は5月7日から9日までと、5月12日から16日まで、本通水は6月2日から9月20日までです。

つきましては、通水期間中の事故防止などを図るため、次のようなことについてご協力をお願いします。

- ◆吉野川分水幹線水路へ立ち入らないこと。
 - ◆水路構造物、特に樋門、土砂ゲート、余水吐ゲートなどに手を触れないこと。
 - ◆水路内へ汚物、木片、石、塵芥、草などを投げ込まないこと。
 - ◆地域内の河川は、急激な流量の増減があると思われるので、十分注意すること。
- ▽分水止水予定表
(土用干し期間)〔5日間〕
7月23日～27日
(平日止水日)〔水・木曜日〕
6月18日・19日・25日・26日
7月2日・3日・9日・10日
16日・17日
8月6日・7日・13日・14日

◎詳しくは、農林課まで

総務財政課からのお知らせ

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の利用状況（平成 19 年度）

開示請求件数 46 件 **開示申出件数 10 件**

公文書開示請求の決定状況

開示請求に対する決定等で、請求者からの不服申立てはありませんでした。

開示請求件数 **46 件**

開示	25	不存在	0
部分開示	10	取下等	11
不開示	0	審査中	0

実施機関別の処理状況

実施機関名	開示請求件数	開示請求処理内容					
		開示	部分開示	不開示	不存在	取下等	審査中
市長	12	10	2	0	0	0	0
教育委員会	13	0	2	0	0	11	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	3	0	3	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0
議会	18	15	3	0	0	0	0
合計	46	25	10	0	0	11	0

個人情報保護制度

（平成 19 年度）

個人情報取扱事務の届出件数

実施機関名	件数
市長	267
教育委員会	61
選挙管理委員会	6
監査委員	2
公平委員会	1
農業委員会	9
固定資産評価審査委員会	1
水道事業管理者	15
消防長	13
議会	12
合計	387

個人情報の開示請求等の状況

開示請求件数	13	
決定状況	開示	1
	部分開示	11
	不存在	1

多重・多額債務者への無料法律相談

消費者金融等からの多重・多額の債務問題について、最終的な解決に至る方法について弁護士からアドバイスを受けることができます。

月1回（原則として毎月最終金曜日）、相談日1日につき3人まで、弁護士による30分の無料法律相談となっております。完全予約制のため、予約の申し込みが必要です。

▼予約申込先

奈良市登大路町30（奈良県庁6階）
奈良県商工労働部商工課金融係

☎ 0742 (27) 88007

お急ぎの場合などは、次の機関でも多重・多額債務の相談に乗っていただけます。

●奈良弁護士会

奈良市登大路町5

☎ 0742 (22) 2035

●奈良県司法書士会

奈良市西木辻町320-15

☎ 0742 (22) 6677

●日本司法支援センター（法テラス）

奈良市高天町38-13

☎ 050 (33883) 5450

●奈良県食品・生活相談センター

奈良市登大路町10-1

☎ 0742 (26) 0931

◎詳しくは、商工観光課まで

若者の就職に関する無料相談

仕事・就職に関して「どうしていいかわからなくて悩んでいる、困っている、気軽に相談にのって欲しい」「就職訓練のことを知りたい」「うちの子の職業選択の助言をする参考にしたい」などの解決に専門の相談員（カウンセラー）がお待ちします。

相談を希望される方は、予約制（相談日1日につき4人まで、1人1時間）です。電話でお申し込みください。

▼日 時：6月3日（火）

午後1時～5時

▼場 所：當麻庁舎 市民相談室

▼対象者：市内在住の30歳までの若年者およびその保護者

▼予約申込先：商工観光課

◎詳しくは、商工観光課まで

消費者生活相談

「架空請求や悪質商法」などの消費生活に関する相談に応じます。

▼日 時：5月12日（月）

午前10時～正午・午後1時～4時

▼場 所：當麻庁舎 1階市民相談室

▼日 時：5月26日（月）

午前10時～正午・午後1時～4時

▼場 所：新庄庁舎 2階会議室

5月は、平成20年度固定資産税と軽自動車税の納付月です！

納税通知書は5月10日頃に送付します。

（納税通知書が5月17日頃を過ぎてもお手元に届かない場合は、税務課までご連絡ください。）

税 目	第1期・全期	第2期	第3期
固定資産税	6月2日	9月1日	10月31日
軽自動車税	6月2日		

固定資産税の納付月は5月（第1期）、8月（第2期）、10月（第3期）の3回で、軽自動車税は5月（全期）のみです。納付期限は次のとおりです。

□座振替納税をご利用の方は上記納付期限日に指定の口座から振替します。

固定資産税は第1期の納付期限日までに第1期、第2期、第3期分を合わせて納付（全期前納）され、前納報奨金が交付されます。

安全で便利な口座振替制度をご利用ください！

□座振替をご利用になると、納付のために金融機関などへお出かけいただく必要がなくなります。また、うっかり納期限を忘れてしまうという心配もなくなります。

申し込み手続きは、市指定の金融機関および郵便局でできます。申し込みは、納期限の1カ月前までにお願います。

くわしくは、市役所収納課または税務課までお問い合わせください。

軽自動車税の減免について

軽自動車の所有（使用）者・運転者の障害の程度や使用目的について、一定の要件を満たせば、申請により軽自動車税が減免されます。

申請期限：5月26日（月）まで

申請場所：税務課（新庄庁舎・當麻庁舎）
用意する物：身体障害者手帳・療育手帳、自動車検査証、運転免許証、印鑑、平成20年度軽自動車税納税通知書

※前年に減免を受けていても、平成20年度も申請をされないと減免は受けられません。

※自動車税と軽自動車税の両方で減免を受けることはできません。

※申請期限後に減免申請はできませんので、必ず期限内に申請してください。

◎詳しくは、税務課まで



▼相談料・無料

(随時受付相談いたします。)
※本年度から、毎月2回当麻庁舎と新庄庁舎で交互に消費者生活相談を行います。

当麻庁舎：第2月曜 新庄庁舎：第4月曜
(相談日が祝日の場合は翌日が相談日となります。)

また、県の消費者相談窓口は

次のとおりです。

○奈良県食品・生活相談センター

奈良市登大路町10-1

☎ 0742 (26) 0931

FAX 0742 (27) 2686

相談受付

午前9時～正午 午後1時～4時

年末年始・土・日曜・祝祭日を除く

○食の安全・消費生活相談窓口

大和高田市大中98-4 葛城保健所内

☎ (22) 0931

FAX (22) 49999

相談受付

午前9時～正午 午後1時～4時

年末年始・土・日曜・祝祭日を除く

○県警本部

悪質商法 110番

☎ 0742 (24) 9441

相談受付

午前9時～正午 午後1時～4時

土・日曜・祝祭日を除く

◎詳しくは、**商工観光課**まで

葛城市人事 (4月1日付) () 内は旧職/課長補佐級以上

●市長部局

【部長級】▽保健福祉部長(高齢福祉課長) 花井義明▽都市産業部長(産業建設部長) 石田勝朗

【課長級】▽企画部秘書課長(建設課長) 正田貴一▽同部情報推進課長(総務財政課情報推進室長) 田中茂博▽総務部収納課長(教育総務課長補佐) 中嶋正英▽同部生活安全課長(消防本部総務課長) 杉村正春▽市民生活都市市民課長(児童福祉課長補佐) 山岡加代子▽同部環境課長(都市計画課長補佐) 藤田勝久▽同部新庄クリーンセンター所長(新庄クリーンセンター) 芳野隆一▽保健福祉部社会福祉課長(収納課長) 小原章良▽同部高齢福祉課長(高齢福祉課長補佐) 杉村康夫▽同部健康増進課長兼當麻保健センター所長(下水道課主幹) 川井高久▽都市産業部都市整備課長(都市計画課長) 生野古秀▽同部農林課長(健康増進課長兼新庄健康福祉センター所長兼當麻保健センター所長) 森川重裕▽同部商工観光課長(生涯学習課長兼當麻文化会館館長) 吉村剛由▽同部下水道課長(都市計画課長補佐) 中 裕晃▽同部管理課長(水道局工務課長) 青木若次

【課長補佐級】▽企画部企画調整課長補佐(企画調整課) 高津和司▽総務部総務財政課長補佐(税務課) 森岡偉晃▽同部収納課長補佐(建設課長補佐) 吉村泰祐▽同部生活安全課長補佐(総務財政課長補佐) 伏見 茂▽市民生活部環境課長補佐(収納課長補佐) 西口昌治▽同部新庄

クリーンセンター所長補佐(税務課) 西川嘉則▽同部當麻クリーンセンター所長補佐(農林商工課長補佐) 柏井英洋▽保健福祉部社会福祉課長補佐(企画調整課長補佐) 巽 重人▽同部児童福祉課長補佐(高齢福祉課長補佐) 中井孝明▽同部同課長補佐(高齢福祉課) 森本美起代▽同部高齢福祉課長補佐(総務財政課長補佐) 松田和男▽同部同課長補佐(市民課長補佐) 岡 幸子▽都市産業部都市整備課長補佐(建設課長補佐) 奥田久郎▽同部同課長補佐(秘書課長補佐) 吉村恭信▽同部同課長補佐(都市計画課長補佐) 石田勝則▽同部同課長補佐(建設課長補佐) 木村喜哉▽同部農林課長補佐(農林商工課長補佐) 池原博文▽同部同課長補佐(農林商工課) 河合忠尚▽同部商工観光課長補佐(農林商工課長補佐) 水原正義▽同部下水道課長補佐(都市整備部下水道課長補佐) 松村吉草▽同部同課長補佐(當麻クリーンセンター所長補佐) 西川良嗣▽同部管理課長補佐(都市整備部管理課長補佐) 下村喜代博

●教育委員会部局

【部長級】▽教育部長(都市整備部長兼管理課長事務取扱) 高木久雄

【課長級】▽生涯学習課長兼當麻文化会館館長(生涯学習課主幹兼當麻文化会館主幹) 中川佳三▽同課主幹兼同館主幹(県教委) 芦高秀典▽中央公民館主幹(児童福祉課長補佐) 藤田浩包▽當麻学校給食センター主幹(當麻学校給食センター) 山下宗良

【課長補佐級】▽教育総務課長補佐(社会福祉課長補佐) 米井英規

●水道局

【部長級】▽水道局長(下水道課長) 安川 登

【課長級】▽工務課長(工務課主幹) 高橋一馬

【課長補佐級】▽工務課長補佐(人権政策課長補佐) 辻 一成

●議事事務局

【部長級】▽議事事務局長(秘書課長) 中島克比虎

●消防本部

【課長級】▽総務課長(総務課主幹) 高橋正博▽総務課主幹(教育総務課長補佐) 西川 均

退職者(3月31日付)

▽田宮久好(保健福祉部長) ▽福井利博(保健福祉部理事) ▽宮西 清(教育部長) ▽西川正一(水道局長) ▽飯田孝彦(議事事務局長) ▽高木希容子(市民課長) ▽辻本瑞史(環境課長) ▽杉村 宏(新庄クリーンセンター所長) ▽吉村正一(農林商工課長) ▽西村純和(中央公民館館長) ▽植村 寛(生涯学習課主幹兼當麻文化会館主幹) ▽高見友彦(税務課長補佐) ▽尾崎八重子(社会福祉課長補佐) ▽高橋正典(企画調整課) ▽岸田敏一(新庄クリーンセンター) ▽田中幸代(磐城第2保育所) ▽川端宏明(都市計画課) ▽平山繁一(建設課)

葛城市健康づくり推進員養成講座 閉講式



3月26日、葛城市健康づくり推進員養成講座の閉講式が行われました。講座の受講者は、昨年6月から10回の講義で、栄養や運動など、健康づくりに関する様々な事柄を学ぶことができました。

閉講式を終え、12名の方が新たに地域の健康づくりのリーダーとして、活動されることとなりました。

また、閉講式の最後には、現在活動中の健康づくり推進員との交流を深め、新メンバーの皆さんは、気持ちを新たにされた様子でした。

肝炎ウイルス検診の受診対象者が変わりました

葛城市では、国の「C型肝炎等緊急総合対策」の一環として、肝炎ウイルス検診を実施していますが、対象となる方が下表のように改正されました。

	改正前	改正後
(B型・C型) 肝炎ウイルス 検診	<p>市内在住の40歳の方</p> <p>〔 昭和43年4月2日から 昭和44年4月1日生まれ 〕</p> <p>または41歳以上76歳以下の方でこれまでに肝炎ウイルス検査を受けていない方</p>	<p>市内在住の40歳の方</p> <p>〔 昭和43年4月2日から 昭和44年4月1日生まれ 〕</p> <p><u>または41歳以上の方でこれまでに肝炎ウイルス検査を受けていない方</u></p>

(※4月号広報折込チラシは、「改正前」の表示になっておりますので、ご注意ください。)

今年度において、40歳以上(昭和44年4月1日以前生まれ)で、今までに肝炎ウイルス検査を受けたことのない方は、ぜひ受診しましょう。

検査は、市内12カ所の医療機関にて無料で実施しています。受診を希望される方は新庄健康福祉センター ☎(69)9900 までお問い合わせください。

(健康増進課)

☆健康相談

- 日時：5月13日(火)・28日(水)
- 受付：午前10時～11時
- 場所：新庄健康福祉センター
- 内容：血圧測定・尿検査など
- ※ 健康手帳をお持ちの方はご持参ください。

☆乳幼児健康相談

- 日時：5月7日(水)・8日(木)
- 受付：午前10時～11時
- 場所：當麻保健センター
- ◆日時：5月29日(木)・30日(金)
- ◆受付：午前10時～11時
- ◆場所：新庄健康福祉センター
- 内容：身体測定、保健師・管理栄養士による個別相談
- ※ 母子健康手帳をご持参ください。

6月1日は「人権擁護委員の日」です

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。

これにより、地域住民の中にあって国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

本年度の啓発活動重点目標を



〈世界人権宣言 60周年〉

「育てよう 一人一人の 人権意識 - 思いやりの心・かけがえのない命を大切に -」

と定め、国民一人ひとりが主体的に豊かな人権意識を育てていくような啓発活動を積極的に展開しています。

また、平成20年度は、世界人権宣言が採択されてから60周年という節目を迎える年度です。世界人権宣言がうたう基本的人権の意義や重要性を再認識するとともに、人権の重要性を周知するための啓発活動を推進していくこととします。

葛城市では、法務大臣から委嘱された8名の人権擁護委員さんが、人権擁護委員の使命を認識し、一人ひとりの人権が侵されることのないように地道な活動をされています。

つきましては、「人権擁護委員の日」に人権相談所を開設しますので、お気軽に相談にお越しください。

※今年の6月1日は日曜日のため、翌日2日（月）に相談所を開設いたします。

◇ 日 時 6月2日（月） 午前9時～正午

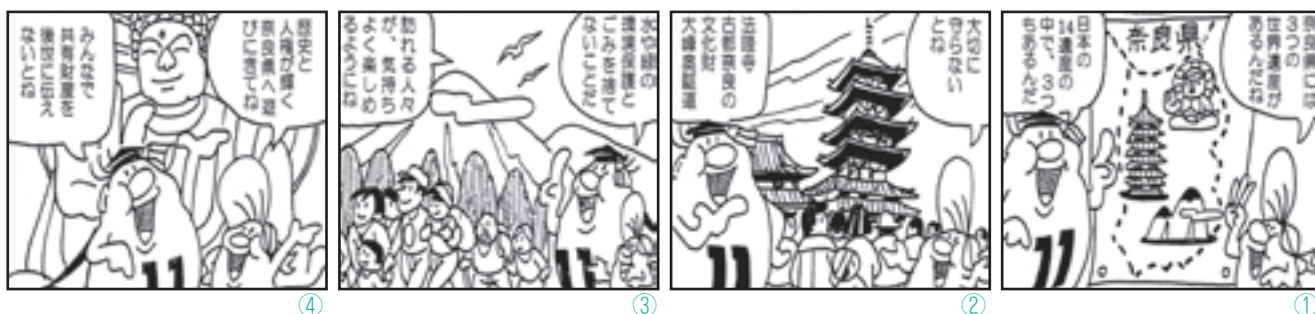
◇ 場 所 市役所新庄庁舎 2階 202 会議室

（人権政策課）

毎月11日は
人権を確かめあう日です

てんいち先生

奈良県市町村人権・同和問題
啓発活動推進本部
葛城市人権問題啓発活動推進本部





住宅を対象とした侵入窃盗が多発しています

あなたの防犯対策は大丈夫ですか？

我が家を守る設備面での防犯対策としては

ドアの備え

↓ワンドア、ツーロックを基本にする
(防犯性の高い鍵を2つ以上取り付けましょう)

●ピッキングに遭わないためには

「ピッキングの手法に対応した鍵を装着する」

◆インプル錠

(合鍵がくりくりにくく防犯性が高い)

◆ピンシリンダー錠

(ピンの数が多いほど防犯性が高い)

●サムターン回しに遭わないためには

「ロックつまみを回さないようにする」
◆サムターンカバー

(サムターンにかぶせる)

●カム送りに遭わないためには

「錠の内部のデットボルト(かんぬき)を外されないようにする」
◆リングスペーサー

(シリンダーカラーとの隙間にカム送り解除防止用具を取り付ける)

●ドア錠破りに遭わないためには

「ドアとドア枠の隙間を隠す対策をする」
◆ガードプレート

(ドアとドア枠との隙間に取り付ける)
◆ドアボス

(ドアのちようつがいを壊されてもドアをドア枠に固定し、こじ開けられないようにする)

窓の備え

↓侵入盗の手法で

最も多いのはガラス破りです。

●補助錠を窓の上下に取り付ける：

クレセント錠が役に立たなくなっても、泥棒が侵入に要する時間を引き延ばすため。

●防犯合わせガラスを設置する：

2枚の板ガラスの間に樹脂幕を挟んだもので、万が一割れた場合でも簡単に手を入れることはできない。

●窓ガラス防護シートを貼る：

窓ガラスに貼ることによってガ

ラスを割れにくくするため。

●防犯センサー等を取り付ける：

異常を感知して警告音を出し泥棒を威嚇する。

家周りの備え

↓泥棒を我が家に近づけないためには

●周囲からの見通しを良くする：

泥棒の姿を発見しやすくするため。
●面格子を取り付ける：

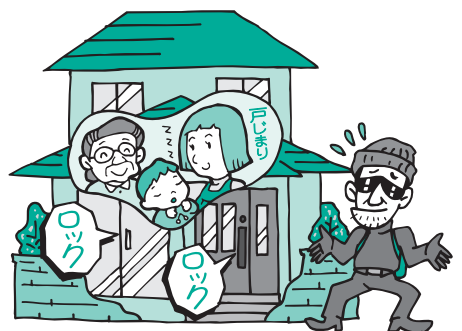
人目に付きにくい浴室やトイレなどの窓を侵入口にされないようにするため。

●人感センサーライトをつける：

敷地内への侵入者を感知、点灯して威嚇するため。

●自転車や新聞の束などを片つける：

足場として使われないようにするため。



その1…留守中に

「空き巣」

家人が不在時に室内へ侵入し、金品を盗む行為です。

その2…就寝中に

「忍び込み」

家人が就寝中にこっそり室内へ侵入し、金品を盗む行為です。

その3…在宅中に

「居空き」

家人が食事やテレビなどに興じているときに侵入し、金品を盗む行為です。

外出時の備え

↓泥棒はちよつとした際に

つけ込んでいきます。

●数分の留守でも必ず戸締まりをする…
犯行は、侵入3分犯行5分と呼ばれるほど素早いものです。ですから「数軒先の家に物を届ける」「ゴミ出しに行く」「園児の送迎バス待ち」などの短時間外出でも戸締りの習慣をつける。

●留守をさとりられないようにする…
最大の防護策は、泥棒に留守と思わせないことです。そのため、外出時に照明をつけたり音楽を流したりして、留守をさとりられないようにすると効果的です。

●ご近所に声をかけて外出する…
泥棒は人に見られることを嫌います。近所付き合いを密にし、外出時には一声かけて、それとなく様子を見てもらうようにする。

泥棒は、侵入する家を絶えず狙っています。その意味でも泥棒に狙われにくい家としておくことが大切です。
不審者を見かけた時は、**高田警察署** ☎(22) 0110へ通報してください。

◎詳しくは、**高田警察署**まで

優良運転者表彰申請の

お知らせ

安全協会高田支部では、優良運転者を選考し、秋の交通安全真民運動期間中に表彰します。

支部協会の会員で次の条件に該当する方は申請できます。(表彰人員には制限があります。)

対象となる人…

- ①支部表彰
自動車(原付を含む)を運転し、6年以上無事故、無違反で、すでに中級頭章を受けその後無事故、無違反の人。
- ②特別優良運転表彰(ベストドライバー)
平成19年4月30日までに、上級頭章および支部会長表彰を受け、10年以上無事故、無違反で、免許停止処分を受けたことのない人。
- ③緑十字銅賞および近畿交通栄誉賞の表彰の申請もできます。

申請手続き…所定の申請書(支部協会の窓口にあります)に記入して、申請日から1月以内に安全運転センターが発行した無事故、無違反証明を添えて、安全協会高田支部(高田警察署内、御所警察庁舎内)にあります。)に申請してください。

申請期間…5月1日(木)～30日(金)

受付時間…午前8時30分～午後5時

◎詳しくは、

高田警察署 ☎(22) 0110まで

永年勤続功労章受章



葛城市消防団副団長の田仲完好さん(新庄)が、消防庁長官より永年勤続功労章を受章されました。

この受章は、消防団員として長年消防業務に勤続され、勤務勉勵技能熟達よく、その業務遂行にあたった成績が極めて優秀であったことによるものです。

この栄誉ある受章に対し、心からお喜び申し上げますとともに、今後とも葛城市消防業務にご尽力いただきますようお願いいたします。

葛城市消防団役員構成

消防団員の退団に伴い、4月1日付で次のとおり役員構成が代わりました。(敬称略)

団長	長奥村喜洋
副団長	住野光男 西川 朗 田仲完好
第1分団	
分団長	吉川天祥 副分団長 仲嶋泰男
第2分団	
分団長	浅野 晃 副分団長 吉井 博
第3分団	
分団長	藤井邦康 副分団長 中島章祐
第4分団	
分団長	寺岡恵男 副分団長 齋藤恵史
第5分団	
分団長	田中孝明 副分団長 中川光広
第6分団	
分団長	西川昌義 副分団長 米井日都志

(消防署)

3月中

火災…2件 救急…86件

救助…3件

本年の累計 火災…2件 救急…294件 救助…6件

住宅用火災警報器を設置しましょう。

(平成21年5月31日まで)

文化会館ニュース

第14回ミュージックフェスティバル

♪ テーマは'70年代'80年代
貴方はなつかしいですか?新鮮ですか? ♪
♪ ♪ ♪

出演者募集

- 【開催日】平成20年9月7日(日)
- 【会場】新庄文化会館 マルベリーホール
- 【主催】第14回ミュージックフェスティバル実行委員会
- 【募集期間】平成20年5月1日(木)～5月31日(土)
- 【募集部門】プロ・アマ、ジャンルは問いません。
(ただし、ピアノソロ及びカラオケは除きます。)
- 【演奏時間】1グループ 15分程度
- 【応募資格】葛城市を中心としてその周辺に住み、'70年代'80年代の曲を舞台上で演奏していただける方及びグループ
※また、ミュージックフェスティバルの司会進行を務める「MC」も募集しますので奮って応募してください
- 【応募方法】所定の用紙(第14回ミュージックフェスティバル出演申込書)に記入の上、新庄文化会館までご持参ください。(郵送・FAX不可)

※応募者多数の場合、公演時間に限りがありますので出演申込書のアンケートによる選考を行います。応募者全員出演できない場合もあります。選考結果に対するお問い合わせには、応じられません。

※所定応募申込用紙及びお問い合わせは
〒639-2137 奈良県葛城市南藤井70-1 新庄文化会館内
「第14回ミュージックフェスティバル実行委員会」事務局
☎0745-69-4600

財津和夫
LIVE & TALK

7.21月祝
2008
16:30 OPEN / 17:00 START
葛城市新庄文化会館
(マルベリーホール)

【全席指定】(税込)一般 ¥5,500 友の会 ¥5,000
(当日券 500円増)

チケット発売日 ●一 般 5月17日土 10:00(電話予約 13:00)
●友の会 5月17日土 10:00
●及の会 5月17日土 10:00

【前売り場所】新庄文化会館事務局 チケットぴあPコード 280-027 ローソンチケット:Lコード 52869
■主催:葛城市 ■お問い合わせ:葛城市新庄文化会館 TEL.0745-69-4600
■提供:クリケット ■企画制作:MSエンタテインメント・プランニング

文化会館催し物のご案内

新庄文化会館 (マルベリーホール)

5月1日～6月10日

月	日	曜	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
5	3	土	公園まつり映画鑑賞会 「レミーの美しいレストラン」	無料 ※入場整理券必要	13:30～	葛城市	69-4600【新庄文化会館】
	4	日	公園まつり映画鑑賞会 「HERO」		13:30～		
6	1	日	ピアノ発表会	関係者	13:00～16:30	小井谷 ふみ子	69-2387

※公園まつり映画鑑賞会の入場整理券は、各日当日10:30から新庄文化会館でお1人様2枚まで配布致します。
配布終了の際は、悪しからずご了承ください。

展示室 (マルベリーホール)

期間	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
5/1(木)～5(月)	第14回写団葛城写真展	無料	9:00～17:00 (5/5のみ16:00まで)	写団葛城	69-5945【中島】

當麻文化会館

月	日	曜	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
5	11	日	第20回日本民謡美多声会年次大会	無料	9:30	日本民謡美多声会	48-2209
	21	水	葛城市人権教育研究会第4回総会	関係者	午後開演予定	葛城市人権教育研究会	_____
	25	日	葛城市歌謡連合会発表会	無料	9:30	葛城市歌謡連合会	_____
6	8	日	當麻文化会館映画鑑賞会 「マリと子犬の物語」	整理券	午後開演予定	當麻文化会館	48-5000

■ は休館日 木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木

新庄文化会館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
當麻文化会館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5

◎お問い合わせ 新庄文化会館 ☎69-4600 當麻文化会館 ☎48-5000 ☆主催者の都合により一部変更する場合がありますので、ご了承ください。
準備、リハーサル等での使用に関しては、本表に記載していません。詳細については、主催者にお問い合わせください。

図書館だより

今月の一冊



プロに教わる家庭菜園の裏ワザ
—もっとうまくなる—
木嶋利男 / 著

プロの農家に伝承されてきた技術を、家庭菜園でも使えるように解説されています。「トマトは、植えつけ後に水を与えなければ収穫量が増える」「病害虫に強く、味もよくなるキュウリの栽培法」など、家庭菜園を楽しむ人たちの「もっとうまく育てたい」という要望に応える裏ワザが満載されています。



むしをたべるくさ
渡邊弘晴 / 写真
伊地知英信 / 文

ハエトリグサ、モウセンゴケなどは、おもしろいしかけを持つ食虫植物です。それらはどうやって虫を捕らえ、食べているのでしょうか。様々な食虫植物を紹介しながら、その秘密や不思議なしくみを探る写真絵本です。巻末では食虫植物の育て方についてもおまわられています。

5月の新着図書

★…児童書

書名	著者名	新庄図書館	當麻図書館
情報は1冊のノートにまとめなさい 100円で作る万能情報整理ノート	奥野宣之		○
怒りの心理学 怒りとうまくつきあうための理論と方法	湯川進太郎	○	
大阪地名の謎と由来	池田末則		○
3年で辞めた若者はどこへ行ったのか アウトサイダーの時代	城繁幸	○	
そのプログ! 「法律違反」です 知らなかったではすまない知的財産権のルール	前嶋博		○
山岳地図の読み方・使い方	村越真	○	
邪馬台創世記	黒須紀一郎	○	
レンアイケッコ	小手鞠るい	○	
生きる意味を教えてください 命をめぐる対話	田口ランディ		○
バトルビーと仲間たち	エンリーケ・ピラ=マタス		○
★伝説の迷路 ヤマタノオロチの世界から神話と物語の旅へ	香川元太郎		○
★友だち幻想 人と人の<つながり>を考える	菅野仁		○
★ザリガニの親子 チョキくんのひとりだち	武田晋一	○	
★夏の階段	梨屋アリエ	○	
★かんたんせんせいとライオン	斉藤洋	○	
★漂泊の王の伝説	ラウラ・ガジェゴ・ガルシア		○
★ヒメちゃん	荒井良二		○
★せんねんまんねん	まどみちお	○	
★それゆけ! さかなくん!	ルーシー・カズンズ		○
★りんごのえほん	クリスティーナ・ディーグマン	○	

《催しものご案内》

「映画会のお知らせ」

日時：5月10日(土) 午前10時
場所：新庄図書館AVルーム
『鉄腕アトム 誕生編』

「おはなし会のお知らせ」

★當麻図書館

日時：5月11日(日) 午後1時30分
場所：當麻図書館2階おはなしの部屋
『小さい子のためのプログラム』

★新庄図書館

日時：5月24日(土) 午前10時
場所：新庄図書館おはなしの部屋・AVルーム
『小さい子のためのプログラム』
絵本：おたまじゃくしの101ちゃん
紙芝居：おぼけのアメリカン ほか
『大きい子のためのプログラム』
お話し：なら梨とり
紙芝居：かっぱのすもも
*おはなしが始まるとへやに入れません。時間に間に合うようにお越しください。

新庄図書館から古本市のお知らせ

5月3日(土)・4日(日)葛城市公園まつりにおいて、古本市を開催します。時間は午前10時からです。図書館の除籍図書や、皆さんからいただいた本を無料提供しますので、ぜひお越しください。

■は休館日
□は整理休館日

	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木							
新庄図書館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
當麻図書館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5

税の納期

5月、次の市税が納付月です。

- ▼固定資産税 第1期・全期
- ▼軽自動車税 全期

納期限は6月2日(月)です。

納期内納付にご協力ください。

口座振替をご利用の方は、納期限日が振替日になっています。預貯金残高の確認をお願いします。

平成19年分所得証明書の発行について

平成19年分の所得に関する証明書(所得、課税、非課税証明書等)は次の日付からの発行を予定しています。

徴収区分	発行予定日
市県民税 (特別徴収：勤務先の給料等より天引きされている方)	5月12日(月)
市県民税 (普通徴収：右記以外の方)	6月5日(木)

確定申告または市県民税申告をされていない方や事業所から給与支払報告書が市役所へ未提出の方、納税義務者の扶養者になっていない方等、所得に関する内容について当市が把握出来ない方につきましては、所得に関する証明ができません。平成19年中に収入が無い方でも、収入が無い旨の申告をしていただきますようお願いいたします。

(税務課・収納課)

ブックラリー開催

當麻図書館では、4月23日(水)から5月12日(月)の「こどもの読書週間」にちなみ、左記の間お子さん対象のブックラリーを開催しています。完走した方には記念品があります。皆さん、ふるってご参加ください。

開催期間：4月19日(土)～6月29日(日)

参加申込・方法：左記まで

詳しくは、當麻図書館

☎ (48) 60000 まで。

図書館連続講座第4回参加者募集

紙芝居を演じてみましょう

紙芝居の楽しさは、演じ手を通してしか味わうことができません。ではどのように演じたらよいのでしょうか? 画面の抜き方、間のとり方、声色についてなど、演じ方の基本をお話いただいた後、参加者が実演・練習します。

日 時：5月31日(土)

午後2時～3時30分

講師：宗宮 罔子氏(京都児童文化研究所研究員・現代紙芝居協会)

場 所：新庄図書館学習室

対象・参加費：大人・無料

参加申込：左記まで

詳しくは、新庄図書館

☎ (69) 4646

または、當麻図書館 まで。

増改築相談

日 時：5月4日(日)・6月1日(日)

午前9時～正午

場 所：當麻文化会館団体交流室

連絡先：☎ (69) 2753

日 時：5月24日(土)

午後1時～5時

場 所：中央公民館会議室

連絡先：☎ (69) 2877

詳しくは、右記連絡先または都市整備課まで。

歴史博物館からのお知らせ

『春季企画展』

『ちっちゃなお道具さん〜ミニチュア多器〜』縄文時代から現代までのミニチュア製品を集めた、小さな展示会を開催します。

会 期：5月3日(土)～6月29日(日)

入館料：通常の入館料をいただきます。

『公園講座』

『葛城学へのいざない』(第2回)

「當麻寺の歴史」

日 時：5月10日(土) 午後2時から

講 師：山下密雅氏(當麻寺西南院)

会 場：歴史博物館2階「あかねホール」

定 員：100名程度

申 込：電話または、直接窓口にて受付

詳しくは、歴史博物館

☎ (64) 1414 まで。

ペーパークラフト講座

生涯学習公開移動講座

今回は、ペーパークラフトです。

今回は、飛び出すメッセージカードを作ります。

日 時：5月18日(日) 午前10時～11時30分

場 所：當麻文化会館2階中研修室

定 員：20名(先着順) 市内在住、在勤の方を優先します。

申込期間：5月1日(木)～13日(火)

期間中でも定員になれば締め切ります。

材料費500円を添えて、生涯学習課まで

※事前に材料を購入しますので、お預かりした材料費の返金はできません。

(キャンセルの場合は代わりに材料をお渡します)

詳しくは、生涯学習課まで。

☎ (69) 4646

または、當麻図書館 まで。



このたび本市に対し、三百万円の寄附をいただきました。

宗教法人 **ほんみち** 様

この寄附は、今後の葛城市のために、大切に使用させていただきます。

誠にありがとうございました。

ふれあい花教室

▼内容：「育てよう暮らしを彩る花と緑」
草花、庭木の育て方、草花のガーデニング、フラワーアレンジメント、家庭園芸の基礎知識を学びます。

▼開催日：6月～平成21年3月の

毎月第3土曜日(10回) 午前中

▼場所：二上山ふるさと公園内公園館

▼定員：25名程度(定員超過の場合は抽選、また申し込み者が少ない場合は中止とさせていただきます)があります。

▼受講料：無料(実習にともなう場合、材料費は自己負担になります。)

▼対象者：市内在住または在勤の方。

▼申込：官製ハガキに教室名・住所・氏名・電話番号を書いて左記まで

▼申込締切：5月25日(日) 必着

◎詳しくは、〒639-10272

葛城市新在家 492-1-1

二上山ふるさと公園内

公園管理係 まで。

観光ボランティア養成講座

葛城市に來られる観光客などに、市内観光名所の案内や説明をしていただける観光ボランティアガイドの養成講座を開催いたします。ボランティアガイドの希望者だけでなく市内の観光について興味のある方もご応募ください。

▼講座期間：6月下旬～10月中旬まで
(約10回程度の講座予定)

▼申込期限：6月2日(月)

▼申込方法：電話またはFAX

▼申込先：

葛城市商工観光課

☎(48)2811 FAX(48)2302

葛城市相撲館

☎(48)4611 FAX(48)8196

◎詳しくは、商工観光課または相撲館まで。

手話奉仕員養成講座(基礎課程)開催

前年度に開催した手話奉仕員養成講座の入門課程に引き続き、本年度は基礎課程を開催いたします。

この講座は、聴覚障害者の方の生活や、それに関連する福祉制度などについての認識と理解を深めるとともに、手話で日常生活の会話ができる程度の手話奉仕員を養成することを目的としています。

入門課程を修了された方、または現在の手話のレベルを更に磨きたい方の受講をお待ちしています。

▼対象者：18歳以上の市内在住、または在勤者で手話奉仕員養成講座入門課程を修了された方、もしくは手話による簡単な会話が可能な方

▼開催場所：中央公民館

▼開催期間(予定)：5月22日(木)～12月4日(木)までの毎週木曜日(8月14日は除く)

午後7時30分～午後9時30分

▼受講料：無料

(ただし、テキスト代は個人負担)

▼募集定員：25名

▼募集期限：5月16日(金)

※定員になり次第締め切ります

▼申込先：社会福祉課

◎詳しくは、社会福祉課まで。

個別相談会開催

オストメイトの方(人工肛門、人工膀胱を持つておられる方)は、いろいろな悩み、苦労があると思います。このようなことについて、一人で閉じこもらないで、専門家に、また同輩の先輩と相談して元氣になりませんか。

▼日時・場所：

①5月20日(火) 午前9時～正午

県文化会館 第3会議室

(奈良市登大路町6-2、近鉄奈良駅下車)

②5月24日(土) 午前9時～正午

県社会福祉総合センター 第2会議室

(橿原市大久保町320-11、近鉄畷傍御陵駅前下車)

▼相談料：無料

▼相談対応者：専門看護師、同輩の先輩

▼対象者：県内在住のオストメイトの方

◎詳しくは、

(社)日本オストミー協会 奈良県支部事務局

☎(44)2890(三上)まで。

第34回要約筆記奉仕員養成講座開催(奈良県委託事業)

この講座は、聴覚障害者の自立支援のための情報の保障を担う要約筆記者の養成講座です。手話に馴染まない聴覚障害の方(中途失聴者、難聴者、高齢難聴者)の情報保障の手段として、文字による情報の伝達は最も有効な手段です。中途失聴・難聴者の情報バリアフリーの実現に向けて、皆さまの参加をお待ちしております。

で、文字による情報の伝達は最も有効な手段です。中途失聴・難聴者の情報バリアフリーの実現に向けて、皆さまの参加をお待ちしております。

▼開催場所：奈良県心身障害者福祉センター(田原本町宮森34-4)

☎0744(33)3393

▼募集人員：手書きコース 30人

パソコンコース 20人

▼応募条件：パソコンコース

・ノートパソコンを持ち込めること

・1分間に70文字以上入力できること

▼日程：

各コース共通

6/14, 21, 28, 7/5, 26, 10/4

(各土曜) 午後1時30分～4時30分

▼コース別

・手書きコース：7/19,

8/2, 23, 30, 9/20, 27

(各土曜) 午後1時30分～4時30分

・パソコンコース：8/2, 30

(各土曜) 午前10時～午後1時

7/12, 8/9, 9/13 (各土曜)

9/28(日曜) 午後1時30分～4時30分

▼受講料：無料(テキスト代は実費2,000円程度)

▼申込先：〒636-10012

北葛城郡王寺町本町4丁目15-26

FAX(72)7440 上田 牧子

住所、氏名、年齢、TEL・FAX、

希望コースを明記の上、はがきまたはFAXでお申し込みください。

▼締切：6月10日(火)

◎詳しくは、西野芳枝 ☎77712 まで。

5月

May

今月の無料相談

人権・行政・心配ごと相談

葛城市では、住民の皆さまの身近な相談窓口として、人権擁護委員、行政相談委員、民生児童委員が様々な相談に応じています。人権に関すること、登記・道路・福祉・年金・保険など行政に関すること、その他心配なこと、困っていることがありましたらお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時 5月8日(木) 第2木曜日
午前9時～正午
場所 葛城市役所(新庄庁舎)
申込 不要(先着順)
- 日時 5月15日(木) 第3木曜日
午前9時～正午
場所 忍海集会所
申込 不要(先着順)
- 日時 5月22日(木) 第4木曜日
午前9時～正午
場所 當麻文化会館
申込 不要(先着順)

お問い合わせ/人権政策課・総務財政課

☎ 69-3001

社会福祉協議会 ☎ 48-3373

弁護士による法律相談

- 日時 5月15日(木) 第3木曜日
午後1時～4時
場所 葛城市役所(新庄庁舎)
- 日時 5月22日(木) 第4木曜日
午後1時～4時
場所 當麻文化会館

◎申込 相談(20分)は予約制になっていますので、秘書課までお申し込みください。

お問い合わせ/秘書課 ☎ 69-3001

●中南和法律相談センター

◎相談会場

大和高田市総合福祉会館・香芝市役所・橿原市役所・王寺町地域交流センター・上牧町保健福祉センター・桜井市中央公民館・青垣生涯学習センター(田原本町)・宇陀市役所・五條福祉センター・吉野町役場・下市町役場・大淀町役場

◎申込 相談は予約面談制(30分)

必ず電話で事前予約してください。

☎ 0742(22)2035

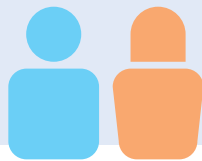
相談日の1週間前の同じ曜日午前9時30分から先着順にて受け付けます。

(祝日の場合は原則その前日より)

祝日・年末年始は開設されません。

*日時等は、電話でご確認ください。

人
の
動
き



◆人口 36,022人 ◆世帯数 12,548戸
◆男 17,307人 ◆女 18,715人

2008年4月1日現在

平成20年5月1日発行

編集・発行 葛城市役所 秘書課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

☎0745(69)3001

■広報「かつらぎ」は再生紙を使用しています。